

委 託 契 約 書

委託業務の名称 平成26年度地方独立行政法人宮城県立病院機構結核検査業務
委託期間 契約締結の日から平成26年9月30日まで
委託金額 次に定める検査単価に受診者数を乗じて得た額の合計に100分の108を乗じて得た額とする。(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)なお、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
結核検査 金 円
契約保証金

地方独立行政法人宮城県立病院機構(以下「発注者」という。)と(以下「受注者」という。)とは、平成26年度地方独立行政法人宮城県立病院機構結核検査業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別添「仕様書」により、頭書の委託金額で、頭書の委託期間内に頭書の委託業務を完了するものとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者と受注者で協議して決めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は第三者に請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査の実施)

第4条 受注者は、受注者が定める検査実施基準により依頼項目の検査を行う。

(委託の要領)

第5条 発注者は、検査の依頼項目、検査材料、採取方法、数量等必須事項を受注者が定める依頼様式に記入し、これを検体に付して受注者に交付する。

2 発注者は、検体を受注者指定の保存方法で保存し、良好な状態で受注者指定の検査容器により、受注者に交付する。

(委託業務の調査等)

第6条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めることができるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを決めるものとする。

(委託期間の延長)

第8条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、発注者と受注者で協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第9条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由による損害が生じたときの必要経費は、その責めの範囲において発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者で協議して決めるものとする。

(免責事項)

第10条 検査実施基準に基づく本検査の実施において、検体の状態、または検査の技術的限界、その他受注者の責めに帰することができない理由により、検査結果に過誤が生じたときは、受注者は責めを負わないものとする。

(検体の取扱い)

第11条 受注者は、発注者から交付を受けた検体を、本契約に定める検査の目的のみ使用する。

2 受注者は、発注者から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、受注者が定める期間、検体を保管する。

3 受注者は、前項の保存期間を経過した検体を慎重かつ適正に処分する。

(業務の完了報告)

第12条 受注者は、検査業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書(別紙様式1)に検査結果(以下「納入物」という。)を添えて発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に納入物の検査を行うものとする。

3 発注者は、検査の結果、納入物が本契約及び仕様どおりに履行されたと認められるときは、合格の旨を受注者に通知する。

(委託金の支払い)

第13条 受注者は、合格の旨の通知を受けた後、発注者に対して委託金の支払いを請求することができるものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に、受注者に委託金を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務完了後も同様とする。

2 受注者は、前項の規定に関し、その使用人に対して機密を保持するための必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の管理)

第15条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(履行遅滞の違約金)

第16条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞日数に応じ、年5.0%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第17条 発注者は、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないと認めたとき。

(2) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、及びこれに関する一切の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、前条第1項の契約解除により、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 発注者は、前条第1項の契約解除により、受注者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第19条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者で協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年 月 日

発注者 地方独立行政法人宮城県立病院機構
理事長 菅村 和夫

受注者

業 務 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

地方独立行政法人宮城県立病院機構
理事長 菅村 和夫 殿

受注者
所在地
名所及び代表者名

印

下記の業務を完了しましたので報告します。

記

- 1 業 務 の 名 称
- 2 契約締結年月日 平成 年 月 日
- 3 委 託 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 4 検 診 実 施 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 5 業 務 完 了 日 平成 年 月 日
- 6 実 績 円 (税込)
(内訳)
- 7 その他

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の支持がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6 乙は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(実施調査)

第11 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実施に調査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第13 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。